

令和7年3月19日
監査委員事務局監査第三課
担当者 宮本
内線 5721
外線 076-225-1863

令和6年度行政監査結果について

地方自治法第199条第2項の規定により、法令等の定めに基づき適正に事務を執行しているかなどについて行政監査を実施し、令和7年3月19日、その結果を知事等へ提出したので、その概要をお知らせします。

(提出した報告書は、県ホームページに掲載のとおり※)

報告書の概要

1 監査のテーマ

重要物品（機械器具）の取得、管理及び活用について

2 監査対象機関

本庁及び出先機関全ての211機関

3 監査対象

重要物品のうち取得価格500万円以上の機械器具

4 監査の着眼点

- (1) 取得は適切に行われているか
- (2) 管理は適切に行われているか
- (3) 有効に活用されているか

5 監査の結果及び意見

監査の結果、機械器具の亡失があった1機関について指摘を行い、その他の機関についても、機械器具の取得、管理及び活用について検討を要する事項があったため、意見を述べた。

※報告書については、県ホームページをご覧ください。

令和6年度「重要物品（機械器具）の取得、管理及び活用について」

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansa/r6kansa.html#gyousei>

